

都筑区地域福祉保健計画 「つづき あい基金」 助成金

申請のてびき

<平成25年度・第2回>



都筑区地域福祉保健計画は...

「誰もが 住みなれた地域で 安心して暮らすことができること」を目指し、区民、地域、団体、企業と都筑区が、地域の課題に対してともに取組み、人と人との「であい ささえあい わかちあい」の仕組みをつくり、行動していくための計画です。

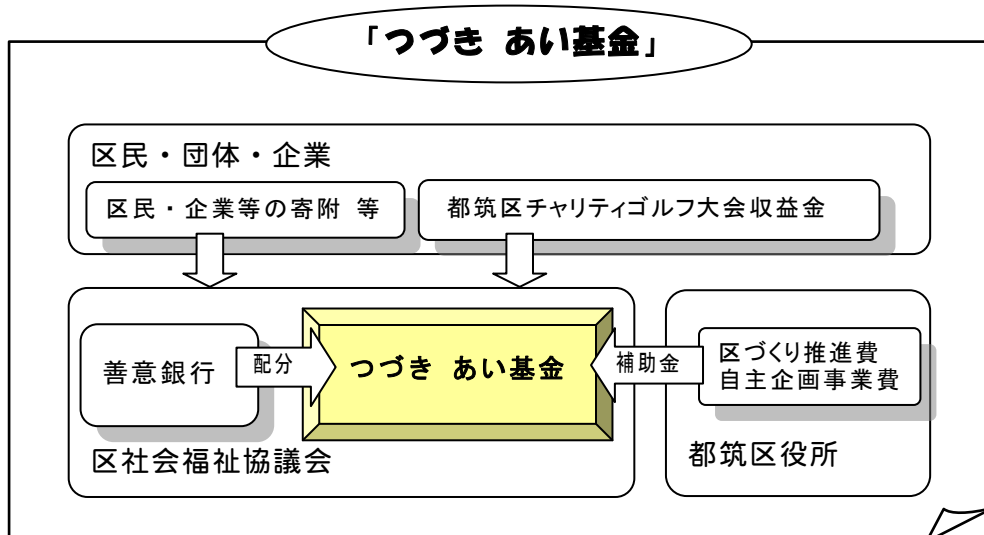
「つづき あい基金」助成金は...

この「計画」に定める目標を実現し、地域の福祉保健に関する課題の解決に向けた活動を行う団体に対し、「つづき あい基金」を活用して活動経費の一部を助成することにより、「計画」を資金面からバックアップしていくことを目的としています。

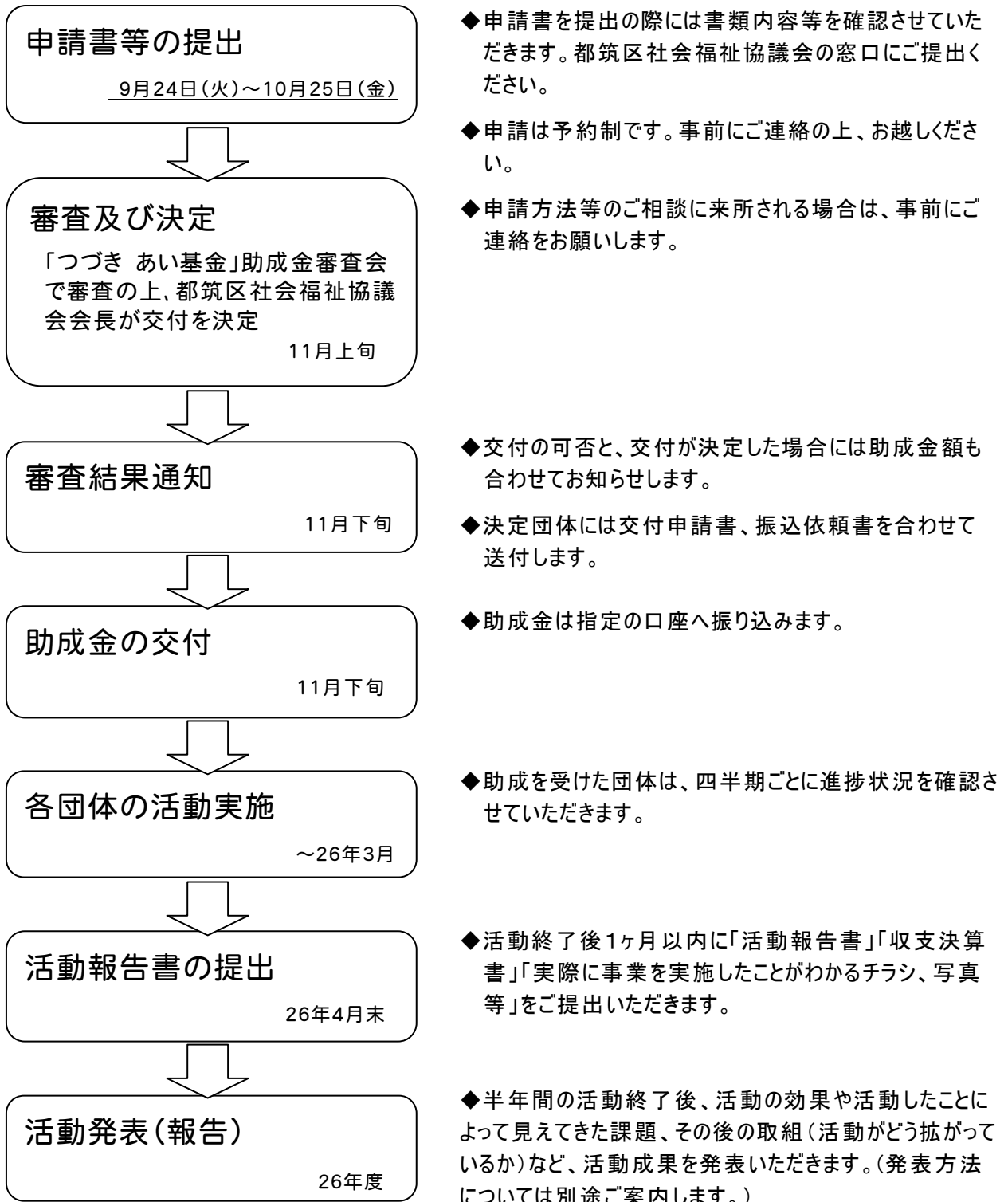
つづき あい基金とは

◆概要

「つづき あい基金」は、都筑区地域福祉保健計画の推進のために地域で実施されるさまざまな福祉保健活動の支援、計画のPR等を目的として、平成18年9月に設置されたものです。本基金は、都筑区チャリティーゴルフ大会の収益金を主な原資とし、区役所からの補助金、善意銀行からの配分金等で構成されています。



スケジュール



交付対象団体

- ◆次の(1)から(4)のすべてに該当する団体に対して交付を行います。
 - (1) 区内に活動の拠点を置き、区内を対象地域として活動する団体
 - (2) 「計画」にあげられた課題の解決や目標の実現に向けて取り組む団体
 - (3) 構成員が5人以上で、半数以上が都筑区に在住・在勤・在学する者であること
 - (4) 地域の様々な団体・活動と連携して活動を行うことができる団体

助成対象活動

◆次の(1)および(2)に該当し、かつ「新たな取り組み」「これまでの活動の拡充」など更なる一歩を踏み出す活動が対象となります。

(1) 活動内容に「計画」の「目標」のいずれかが含まれている活動

【目標】	<ul style="list-style-type: none">* 地域福祉保健活動の推進* 人と人とのつながりを実感できる地域づくり* 地域のコーディネーターとなる人材の育成* 健康な暮らしづくりの推進* 子ども・青少年の健全な成長と自立の支援* 高齢者・障害者が安心して暮らせるための支援* 区民、地域、団体、企業等と行政の協働の推進
------	---

(2) 「計画」の取組の「方向性」のいずれかに即した活動

【方向性】	<ul style="list-style-type: none">* 顔の見える地域づくりを進める* 幅広い区民参加で活動や取組の輪を広げる* 必要な人に支援が届くしくみづくりや取組を進める
-------	--

【対象外とするもの】 ・同一内容で、都筑区、横浜市等から、既に補助金・助成金等を受けている活動
・政治、宗教、営利及び募金活動を目的とする活動
・特定の個人や団体の構成員のみを対象としている又は事実上それらの者しか参加しない活動

助成内容

◆助成額

選択制 ①上限10万円 ②上限5万円

※次年度の再申請が可能です。ただし、同一活動に対する助成額は、20万円を上限とします(年間を通した活動の場合は、①上限20万円 ②上限10万円 となります)。

*25年度の年間活動助成の受付は終了しました。

【対象となる経費】

消耗品費(活動に関わる消耗品や使用する物品)、印刷費(掲示物・パンフレット・資料等の印刷代、業者への印刷委託代)、通信運搬費(ハガキ・切手代等)、使用料(機材や施設等の使用料)、交通費(団体外部の講師・協力者等への交通費(実費))、謝金(団体外部の講師・協力者等への謝金)、研修費(活動に必要な研修への参加費)、保険料(ボランティア活動保険、行事保険など)

※ 団体の運営費(人件費、事務所維持費等)は原則として助成の対象となりません。

* 活動が未実施の場合や申請時と変更になった場合、申請書に虚偽など不正な内容が記載されていた場合、精算報告がなされなかった場合、余剰金が生じた場合などは、交付決定を取り消し、助成金を返還していただきます。

◆助成上限数

①10万円枠×3活動 ②5万円枠×4活動

* 申請数が助成数を上回った場合は、審査の上、各助成額枠数の範囲で助成します。

◆助成対象期間

平成25年10月から平成26年3月まで

申請方法

◆申請受付期間

平成25年9月24日(火)～10月25日(金) ※平日(月曜日～金曜日)9:00～17:00

◆申請書類(様式1～4は、本会ホームページからダウンロードできます。)

- (1)助成金申請書(様式1) (2)活動計画書(様式2)
- (3)収支予算書(様式3) (4)団体概要シート(様式4)
- (5)団体全体の事業報告書(24年度)、収支決算書(24年度)、会員名簿

*活動終了後1ヶ月以内に「活動報告書」「収支決算書」「実際に事業を実施したことがわかるチラシ、写真等」を提出していただきます。

◆申請書提出先(問い合わせ先)

都筑区社会福祉協議会 〒224-0006 都筑区荏田東4-10-3港北ニュータウンまちづくり館内

*申請書の提出は書類内容の確認のため、窓口にて提出をお願いします。

*受付は予約制です。電話等でご予約の上、お越しください。

Tel.045-943-4058/Fax.045-943-1863 E-mail:info@tuzuki-shakyo.jp



審査及び決定

◆「つづき あい基金」助成金審査会において書類審査および審査員によるヒアリングを行い、本会会長が交付の決定を行います。

*審査会には、活動内容について説明できる方1名以上の出席をお願いします。
(審査会は11月上旬開催予定。申請団体に別途お知らせします)

◆選考結果は、可否に関わらず書面で通知します。

活動の公表

◆交付を受けた団体の申請書、活動報告書などの情報は、公開を求められた際には、開示させていただきます。(但し個人情報を除きます。)

◆活動内容を、広報よこはま都筑区版、都筑区社協広報紙「しゅんらん」や区役所・本会ホームページ等に掲載させていただく場合がございます。

◆交付を受けた団体には、助成期間終了後に、活動の効果や活動したことによって見えてきた課題、その後の取組(活動がどう広がっているか)など、活動の成果を発表いただきます。(発表方法については別途ご案内します。)

活動の実施にあたって

◆「つづき あい基金」の助成金の交付を受けている活動であることを広く周知できるよう、活動に関わる周知物や会議資料、報告書などに次の事項を表示してください。



「この活動は、「つづき あい基金」助成金の交付を受けています。」

← 都筑区福祉保健計画のマスコットキャラクター「あいちゃん」の画像